知っておきたい サラリーマンの節税術

2014年４月、消費税が1997年以来、17年ぶりに引き上げられる。住宅や自動車など高額商品は増税を回避しようとする消費者の駆け込み需要が起こっている。一方で、サラリーマンなど給与所得者の税負担を軽減できる制度が13年から拡充されたことはあまり知られていない。所得税の「特定支出控除」と呼ばれるもので、年末調整ではなく翌年の確定申告により行う。「確定申告なんて高額所得者だけがするもの」と思う人は多いが、実は損をしているかもしれない。所得税がどのような計算式で決まるのか改めて勉強してみよう。

新制度導入で得する？

サラリーマンや公務員など給与所得者は、勤務先が毎月の給与やボーナスから所得税を源泉徴収する。所得税は課税所得が多くなるに従って段階的に税率が高くなる累進課税方式。税率は５％、10％、20％、23％、33％、40％の６段階ある。ただ、自身が何％の税率を適用されているかを知っている給与所得者は少ないのでは。

所得税の算出は、まず給与収入の総額から給与所得控除を差し引き、給与所得を求める。給与所得控除は給与収入の金額により、年間65万円から２４５万円まで７段階に分かれている。給与収入が５００万円の人の場合の計算式は５００万円×20％＋54万円となり、給与所得控除額は１５４万円。給与収入の５００万円から給与所得控除の１５４万円を引いた３４６万円が給与所得となる。

次に給与所得から所得控除を差し引き課税所得を算出する。ここで登場するのがおなじみの年末調整。

所得控除には社会保険料や生命保険料、配偶者控除など14種類がある。このうち生命保険料控除などは年の最後の給与で一括控除することになっており、年末調整の用紙には生命保険や地震保険などの額、扶養親族の数などを記入する。それを経理部門などが計算し、その年の課税所得から所得税を算出。それまでの給与で所得税を多く払っている人には、過払い分を戻す。これにより給与所得者の大半は、その年の所得税の納付が完了する。

ただ、給与所得者が確定申告をすることにより、源泉徴収で徴収された所得税の還付を求められる場合もある。対象はその年に住宅ローンを利用し住居を購入した人や多額の医療費を支払った人、災害や盗難に遭った人、年の途中で退職し再就職していない人などだ。

福岡国税局管内（福岡、佐賀、長崎の３県）では12年分の確定申告を13年３月末までに１１４万人が行った。このうち、給与所得者の還付申告は32万人だった。

13年分の所得税などの確定申告は14年２月17日から３月17日まで、還付申告は年明けの同年１月６日から受け付け、５年間は申請できる。

確定申告の手続きは以前に比べるとしやすくなっている。電子証明書とICカードリーダー・ライターがあればネットから確定申告できるほか、申告書をネットからダウンロードできる。税務署に足を運ぶ手間が省けるようになった。

〈給与所得者の所得税算出方法〉

給与収入－給与所得控除＝給与所得

給与所得－所得控除＝課税所得

課税所得×所得税率－控除額＝ **所得税**

給与所得者で確定申告をしなければならない人

- 給与収入の金額が 2,000 万円を超える人
- 給与を2カ所以上からもらっている人
- 給与所得や退職所得以外の所得金額が 20 万円を超える人など

給与所得者で確定申告をすると所得税が還付される事例

- 住宅ローンを利用し住居を購入した場合
- 多額の医療費を支払った場合
- 災害や盗難にあった場合
- 年の中途で退職し、再就職していない場合
- 特定支出控除の適用を受ける場合など

準備が必要な「医療費控除」

給与所得者にとって一般的な還付申告は住宅ローン利用による住居購入と医療費控除だろう。住宅ローン利用による住居購入は一般的な住居の場合、年末におけるローン残高の１％（最高20万円）が控除額となる。中古住宅や増改築でも一定の要件を満たせば控除の対象となる。

医療費控除は、その年に支払った医療費が10万円もしくは給与所得の５％を超えた場合、控除の対象となる。扶養する親族の医療費も年間医療費として計算するため、病気にかかりやすい子供や介護が必要な親などと同居している場合、控除の対象となる可能性が高い。ただ還付申告には医療機関が発行した領収書の添付が求められるため、還付申告を意識して領収書を保存するなど、日頃からの準備が大切だ。

一方、特定支出控除と呼ばれる控除の存在はほとんど知られていない。所得税に対する特定支出控除の還付申告をした人は「毎年、全国で10人程度」（福岡国税局）という。13年の所得税分から控除対象となる金額のハードルが従来に比べ２分の１に下がったほか、控除対象となる支出項目が新たに設けられたことなどから、今後は申告者の増加が予想される。

特定支出控除は給与所得者が職務のために自分が支払った、いわば身銭を切った支出が対象となる。これまでは給与所得控除を上回った額が控除の対象となっていたが、13年分から給与所得控除の２分の１に引き下げられた。給与収入が３００万円の人の場合、３００万円×30％＋18万円が給与所得控除となるので１０８万円の２分の１、54万円を超える部分が控除の対象となる。給与収入５００万円の人は77万円を超える部分が控除対象だ。

特定支出控除のイメージ

勤務必要経費	※2013 年分から新たに適用（図書費、衣服費、交際費など）
資格取得費	※2013 年分から弁護士など対象拡大
研修費	
帰宅旅費	
通勤費	
転居費	

特定支出の合計額 → 特定支出控除の対象となる金額

給与所得控除 → 給与所得控除の 1/2

給与所得控除の計算式

年　収	給与所得控除額
1,625,000円まで	650,000円
1,625,001円から1,800,000円まで	年収×40％
1,800,001円から3,600,000円まで	年収×30％＋180,000円
3,600,001円から6,600,000円まで	年収×20％＋540,000円
6,600,001円から10,000,000円まで	年収×10％＋1,200,000円
10,000,001円から15,000,000円まで	年収×５％＋1,700,000円
15,000,001円以上	2,450,000円

スーツ購入費・新聞購読費も対象に

特定支出控除の対象となる支出の内容はさまざま。項目としては①通勤費②転居費③研修費④資格取得費⑤帰宅旅費⑥勤務必要経費―の六つがある。勤務必要経費のみ支出額の上限が65万円に設定されているが、ほかの項目に上限はない。

具体例をいくつかあげてみよう。例えば通勤費。会社から在来線の定期券代しか支給されない人が新幹線定期券を購入し通勤した場合、在来線と新幹線の定期代の差額が控除対象となる。研修費は職務の遂行に直接必要な技術または知識を習得するため参加した講習会の受講料などだ。

13年分から新設された勤務必要経費は大変幅広い支出を想定している。一つ目が図書費。職務に関連する新聞の購読料や書籍の購入費などが対象となる。二つ目は衣服費。勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出と規定している。スーツの着用が社内で定められていたり、着用が慣行となっていたりする場合、スーツの購入費が控除の対象となる。三つ目は交際費。自腹で支払った顧客との飲食代などが対象となる。

サラリーマンにとって節税につながりそうな特定支出控除。ただ還付申告を行うには会社から職務上必要な経費だという証明書を発行してもらう必要がある。特定支出控除の存在自体が知られていないため、九州電力や西日本鉄道、ＪＲ九州など地場大手企業でも対応はこれから。さらに税務署も特定支出控除の申告件数が全国でも毎年10件程度しかなく、さらに新たな項目の追加があったため、確定申告で控除対象となるかは「個別判断することになる」（同）という。

特定支出控除が見直された初年度に当たる来年の確定申告での申告者はそれほど増えそうにない。だが、職務に必要なスーツの購入費や新聞購読料など身近な支出が控除対象となったことで、税金に対する意識が高まるという間接的な効果も期待できる。控除できる金額は小さいものの、税金への意識が低いといわれるサラリーマンにとっては大きな税制改革といえそうだ。

2014
新年の御参拝

日本三大八幡宮で新春初詣
厄除開運　社運隆昌

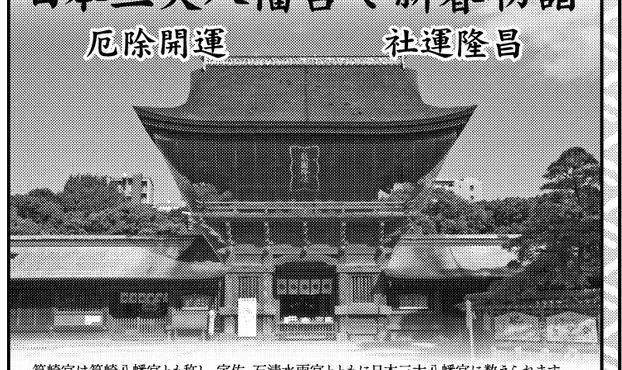

筥崎宮は筥崎八幡宮とも称し、宇佐、石清水両宮とともに日本三大八幡宮に数えられます。鎌倉中期、元寇のおり、俗に云う神風が吹き未曾有の困難に打ち勝ったことから、厄除・勝運の神としても有名です。後世は足利尊氏、大内義隆、小早川隆景、豊臣秀吉など歴史に名だたる武将が参詣、武功・文教にすぐれた八幡大神の御神徳を仰ぎ筥崎宮は隆盛を辿りました。近年では全国より崇敬を集めるとともに、玉取祭や放生会大祭などの福博の四季を彩る社として広く親しまれています。

筥崎宮
福岡市東区箱崎1丁目22番1号
TEL(092)641-7431　FAX(092)651-5381
ホームページ　http://www.hakozakigu.or.jp/

日本三大愛宕の御神殿内で、御祈願成就！

新春初詣で
平成26年 御来光 初日の出で幕開く

ダイエーマリナタウンと西区福重1-21-1（300台）初詣駐車場
諸事情により、愛宕小学校が借りれなくなったため、
大変ご迷惑をおかけし、心より、お詫び申し上げます。
御参拝の皆様、公共交通機関をご利用下さいませ。
◎開運招福、赤ひょうたん破魔矢と熊手が有名◎
商売繁盛・家内安全・厄除開運・縁結び・受験合格・健康・交通安全の神

厄除開運の神・福岡の守護神
愛宕神社
福岡市西区愛宕２－７－１
TEL(092)881－0103
FAX(092)883－9200

社運隆昌　商売繁盛　社内安全

年頭厄除祈願
毎日随時受付

平成26年の厄年該当者					
女性			男性		
昭和53年生	昭和57年生	平成8年生	昭和29年生	昭和48年生	平成2年生
数え37才	数え33才	数え19才	数え61才	数え42才	数え25才

平成27年 勅祭斎行
香椎宮
福岡県福岡市東区香椎4丁目16番1号
TEL(092)681-1001　FAX(092)681-1011
http://kashiigu.com/

佐嘉神社
佐賀県佐賀市松原2-10-43（佐賀県庁前）
TEL（0952）24－9195
FAX（0952）24－9196

平成26年１月元日
◎ 午前０時　カノン砲祝砲神事　午前０時の時報を合図に新年を祝う祝砲カノン砲が放たれます。
協力:佐賀県工業連合会

開運招福 大願成就　七社詣巡りで初詣
一、佐嘉神社「文化、交通、学問の神」
二、松根社「礼道・芸道・学問の神」
三、松原神社「開運、勝利、招福の神」
四、佐嘉荒神社「台所、厨房の神」
五、松原恵比寿社（当り恵比寿）「開運・招福・商売繁盛・くじ当選の神」
六、松原稲荷神社「家内安全、商売繁盛の神」
七、松原河童社「水害、水難防除、災難徐、子供の守り（安産）神」

1月元旦の行事
◎ 開運鰤座（ぶりざ）　一年間の安泰と幸運を願って…　12月1日よりお申し込み受付中!
御座券 一席（一名）初穂料 3,000円
元旦、年頭祈願のあと開運の鰤雑煮と御神酒で新年の儀式を…

御座の接待時間			
瑞祥の座	午前	0：00の年頭祈願に続き斎行	頌春の座は椅子席です。車椅子可
嘉祥の座	午前	1：30の年頭祈願に続き斎行	全ての御座は本殿にての年頭祈願のあとに行い、振様に開運ミニ神矢が付いています。各御座定員になりましたら次の御座へのご案内となります。
頌春の座	午前	11：00の年頭祈願に続き斎行	
飛翔の座	午後	1：30の年頭祈願に続き斎行	
福寿の座	午後	3：00の年頭祈願に続き斎行	

※当日は、各座の開始20分前までに佐嘉神社記念館1階受付にお越しください。
佐嘉神社記念館　TEL(0952)24-4122　FAX(0952)22-4643